

鈴鹿工業高等専門学校		開講年度	平成30年度 (2018年度)		授業科目	法学Ⅱ
科目基礎情報						
科目番号	0057		科目区分	一般 / 選択必修		
授業形態	授業		単位の種別と単位数	履修単位: 1		
開設学科	電子情報工学科		対象学年	4		
開設期	後期		週時間数	2		
教科書/教材	教科書：産業財産権標準テキスト 特許編 第8版 (発行所：一般社団法人 発明推進協会) 参考書：講義毎に事前準備するパワーポイント講義録					
担当教員	神戸 真澄,花田 久丸					
到達目標						
1. 日本の特許、実用新案、意匠、および商標制度の歴史を理解できる。 2. 発明、考案、意匠、著作権、商標、および著作権の概念を正しく理解できる。 3. 特許庁に対する出願手続、および海外出願きの基礎知識を得る。 4. 特許庁のJ-PlatPat検索ができる。 5. 権利侵害にどの様に対応すべきかについての基礎知識を得る。						
ルーブリック						
	理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1	日本の特許,実用新案,意匠,および商標制度の歴史を応用的に理解できる。		日本の特許,実用新案,意匠,および商標制度の歴史を基本的に理解できる。		日本の特許,実用新案,意匠,および商標制度の歴史を理解できない。	
評価項目2	発明,考案,意匠,著作権,商標,および著作権の概念を応用的に正しく理解できる。		発明,考案,意匠,著作権,商標,および著作権の概念を基本的に正しく理解できる。		発明,考案,意匠,著作権,商標,および著作権の概念を正しく理解できない。	
評価項目3	特許庁に対する出願手続,および海外出願きの応用的な知識を得る。		特許庁に対する出願手続,および海外出願きの基本的な知識を得る。		特許庁に対する出願手続,および海外出願きの知識を得ていない。	
評価項目4	特許庁のJ-PlatPat検索が応用的にできる。		特許庁のJ-PlatPat検索が基本的にできる。		特許庁のJ-PlatPat検索ができない。	
評価項目5	権利侵害にどの様に対応すべきかについての応用的な知識を得る。		権利侵害にどの様に対応すべきかについての基本的な知識を得る。		権利侵害にどの様に対応すべきかについての知識を得ていない。	
学科の到達目標項目との関係						
教育方法等						
概要	我が国の知的財産権制度の基礎的知識を習得することで、将来、企業および研究での実務において、特許、実用新案、意匠、商標に関しては困らない程度に概要を理解させる。併せて海外の知的財産権制度についても一応の知識を理解させる。このために単なる知識の詰め込みではなく、特許公開公報や特許公報、更に特許庁のオンライン検索システム (J-PlatPat) を用いて、知的財産権制度に可能な限り馴染むように指導する。					
授業の進め方・方法	すべての内容は学習・教育到達目標(A)〈視野〉及び〈技術者倫理〉とJABEE基準1(2)(a)及び(b)に対応する。なお授業ではJ-PlatPatにインターネット経由で授業中に直接アクセスするため、必要に応じ情報処理演習室で行う。また企業における特許戦略等の実務知識も指導する。					
注意点	〈到達目標の評価方法と基準〉 第1週授業～第8週授業での到達目標を網羅した問題を1回の中間試験、そして第1週授業～第8週授業および第9週授業～第13週授業での到達目標を網羅した問題を1回の定期試験で出題し、目標の達成度を評価する。達成度評価における各「知識・能力」の重みは概ね均等とする。合計点の60%の得点で、目標の達成を確認できるレベルの試験を課す。 〈備考〉 その都度取り上げる参考文献は、目を通しておくのが望ましい。 〈あらかじめ要求される基礎知識の範囲〉 特になし。 〈自己学習〉 理解を深めるため、必要に応じて、演習課題を与える。 〈学業成績の評価方法および評価基準〉 中間・期末の試験結果の平均値を100%とする。中間試験及び期末試験については再試験を行わない。 〈単位習得条件〉 学業成績で60点以上を取得すること。					
授業計画						
		週	授業内容		週ごとの到達目標	
後期	3rdQ	1週	特許制度 (担当：花田)		1. 発明制度の歴史について説明できる。	
		2週	発明の定義と、発明の把握と展開 (担当：花田)		2. 特許法上の発明を説明できる。特に発明の上位概念と下位概念を理解する。	
		3週	特許要件 (担当：神戸)		3. 発明が特許を受けるために必要な要件を述べることができる。	
		4週	特許出願の手続 (特許明細書の書き方含む) (担当：花田)		4. 特許出願に必要な書類とその書き方を説明できる。	
		5週	特許を受けることができる者 (主体)と職務発明 (担当：花田)		5. 発明者の権利と職務発明制度を説明できる。	
		6週	特許公報の読み方 (担当：神戸)		6. 公開特許公報と特許公報の異同について説明できる。	
		7週	特許侵害訴訟 (担当：神戸)		7. 特許侵害訴訟を説明できる。	
		8週	中間試験 (担当：花田)		目標1～7の説明をできること。	

4thQ	9週	特許情報の概要と調査実技 (J-PlatPat検索の実技) (担当：花田)	8. 特許調査の種類と意義について説明できる。特許庁のJ-PlatPatで特許検索ができる。
	10週	審査手続きと拒絶理由の対応 (担当：花田)	9. 審査手続きを説明できる。 実際の拒絶理由通知に対する意見書、補正書を作成できる。
	11週	パリ条約と外国特許制度 (担当：花田)	10. 外国で特許を取得するためにパリ条約及び特許協力条約(PCT)を説明できる。
	12週	実用新案と意匠制度、 および意匠検索 (担当：花田)	11. 実用新案、意匠を説明できる。 特許庁のJ-PlatPatで意匠検索ができる。
	13週	企業における特許戦略 (担当：神戸)	12. 企業における特許戦略の意義を説明できる。
	14週	商標制度、 および商標検索 (担当：花田)	13. 商標を説明できる。 特許庁のJ-PlatPatで商標検索ができる。
	15週	著作権制度 (担当：花田)	14. 著作権を説明できる。
	16週		

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
基礎的能力	人文・社会科学	社会	公民的分野	自己が主体的に参画していく社会について、基本的人権や民主主義などの基本原理を理解し、基礎的な政治・法・経済のしくみを説明できる。	3	
			現代社会の考察	現代社会の特質や課題に関する適切な主題を設定させ、資料を活用して探究し、その成果を論述したり議論したりするなどの活動を通して、世界の人々が協調し共存できる持続可能な社会の実現について人文・社会科学の観点から展望できる。	3	
	工学基礎	技術者倫理 (知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理 (知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	情報技術の進展が社会に及ぼす影響、個人情報保護法、著作権などの法律について説明できる。	3	
				知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。	3	
				知的財産の獲得などで必要な新規アイデアを生み出す技法などについて説明できる。	3	
				技術者の社会的責任、社会規範や法令を守ること、企業内の法令順守(コンプライアンス)の重要性について説明できる。	3	
				技術者を目指す者として、諸外国の文化・慣習などを尊重し、それぞれの国や地域に適用される関係法令を守ることの重要性を把握している。	3	
分野横断的能力	態度・志向性(人間力)	態度・志向性	態度・志向性	法令やルールを遵守した行動をとれる。	3	

評価割合

	試験	課題	相互評価	態度	発表	その他	合計
総合評価割合	100	0	0	0	0	0	100
配点	100	0	0	0	0	0	100